

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ - 1 - 6 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ - 1 - 6 - 2 <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u></p> <p><u>東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1) <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に事務所等を置く認可特定保険業者の警戒宣言時の対応について</u></p> <p>① <u>業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、認可特定保険業者において、事務所等における業務を停止するよう要請する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>休日、業務開始前又は終了後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の認可特定保険業者の円滑な遂行の確保を期すため、認可特定保険業者において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p>	<p>Ⅲ 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ - 1 - 6 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ - 1 - 6 - 2 <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p><u>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1) <u>事前避難対象地域内に事務所等を置く認可特定保険業者の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p>① <u>業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、認可特定保険業者において、事務所等における業務を停止するとともに、業務停止の措置を講じた旨を関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>休日、業務開始前又は終了後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、認可特定保険業者において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>④ その他</p> <p>ア. <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、認可特定保険業者において、可及的速かに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>(2) <u>当該強化地域外</u>に事務所等を置く認可特定保険業者の<u>警戒宣言</u>時の対応について</p> <p>認可特定保険業者において、<u>地震防災対策強化地域内</u>の事務所等が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>当該強化地域外</u>の事務所等については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p>	<p>④ その他</p> <p>ア. <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、認可特定保険業者において、可及的速かに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>(2) <u>事前避難対象地域外</u>に事務所等を置く認可特定保険業者の<u>巨大地震警戒発表時における対応</u>について</p> <p>認可特定保険業者において、<u>事前避難対象地域内</u>の事務所等が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>事前避難対象地域外</u>の事務所等については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p>